

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第2区分
 【発行日】令和7年2月12日(2025.2.12)

【国際公開番号】WO2024/185788
 【出願番号】特願2024-516537(P2024-516537)

【国際特許分類】

F 1 6 G 1/28(2006.01)

F 1 6 H 7/02(2006.01)

【F I】

F 1 6 G 1/28 B

F 1 6 G 1/28 E

F 1 6 H 7/02 A

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月11日(2024.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

心線が埋設された背部と、前記背部の内周側に設けられた、歯付プーリのプーリ溝と噛み合うベルト歯とを有する歯付ベルトであって、

式(1)によって算出される前記ベルト歯の歯先圧縮率 Y (%)、及び

式(2)によって算出される前記ベルト歯の歯幅方向の空隙率 X (%)、が式(3)の関係を満たす歯付ベルト。

Y (%) = ((ベルトの歯高さ H_b - プーリの歯溝底深さ H_p) / ベルトの歯高さ H_b) × 100・・・(1)

30

X (%) = ((プーリ歯幅 - ベルト歯幅) / プーリ歯幅) × 100・・・(2)

$Y - 0.45X - 4$ ・・・(3)

【請求項2】

前記歯先圧縮率 Y (%)が $-2 < Y < 10$ であり、前記空隙率 X (%)が $-30 < X < 0$ である、請求項1に記載の歯付ベルト。

【請求項3】

前記歯先圧縮率 Y (%)が $0 < Y < 8$ であり、前記空隙率 X (%)が $-20 < X < -10$ である、請求項1に記載の歯付ベルト。

【請求項4】

前記心線は、カーボン心線又はスチール心線である、請求項1に記載の歯付ベルト。

40

【請求項5】

前記ベルト歯は、ハス歯であり、

ベルト幅方向に対する前記ハス歯の歯筋の角度は、3度以上16度以下である、請求項1に記載の歯付ベルト。

【請求項6】

前記ハス歯の歯高さ H_b に対する、前記背部の厚さ S_b の比率 B は、 1.75 以上 2.40 以下である、請求項5に記載の歯付ベルト。

【請求項7】

歯付ベルトと、前記歯付ベルトと噛み合う歯付プーリとを有する伝動システムであって、

前記歯付ベルトは、請求項1～6のいずれかに記載の歯付ベルトである、伝動システム

50

o

10

20

30

40

50